平成２６年（フ）第３０１号
福井県鯖江市西大井町第10号21番地
破産者　有限会社グラス・コア
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３１４号
大阪市淀川区西中島４丁目11番17号
破産者　株式会社エイルコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０号
大阪市西淀川区歌島３丁目６番１―306号
破産者　有限会社ミレニ・アート
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２３号
大阪府豊中市服部南町３―１―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市南桜塚４丁目５番23号
破産者　株式会社島津ホーム
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５３号
三重県伊賀市平野東町89番２号
破産者　有限会社ジェイフーズ
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８５号
大阪市淀川区木川東４丁目５番２号
破産者　株式会社上野ビル
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９５号
大阪府寝屋川市打上元町９番41号
破産者　株式会社光栄
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６９号
東京都青梅市今井３丁目４番地７
破産者　有限会社英オートサービス
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３６号
東京都府中市押立町４丁目28番地の16西崎方
破産者　小島昭一郎
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９８号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦3125番地２
破産者　濱地美也子
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
大津市大石龍門１丁目７番10号
破産者　有限会社広伸工業
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１７号
滋賀県草津市笠山２丁目６番43号
破産者　有限会社プラストシミズ
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９３５号
京都府久世郡久御山町西一口新道北28番地
破産者　中正紙工株式会社
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
宮崎県日南市大字平野740番地３
破産者　有限会社中川佛光堂
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第１７号
千葉県富津市西大和田883番地の４
破産者　山口　政江
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第６号
島根県鹿足郡津和野町町田イ228番地
破産者　有限会社石州館
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２２７４号
札幌市中央区北７条西17丁目７番地34
破産者　株式会社加藤縫製
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２９号
埼玉県坂戸市千代田５丁目７番23号
破産者　株式会社ＨＩＲＯ
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３０号
埼玉県川越市大字小堤907番地２―209号
破産者　ヒロコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０８１９号
宮城県登米市迫町佐沼字中江５丁目８番地18
破産者　株式会社東北創造ステーション
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８２０号
福島県いわき市好間工業団地１番地16
破産者　株式会社いわきコールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８２１号
鹿児島県曽於市財部町南俣5375番地
破産者　株式会社たからべコールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８２２号
秋田県にかほ市平沢字鳥ノ子渕47番地１
破産者　株式会社にかほコールセンター
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部